入院時食事療養の基準について

(1)　入院時食事療養費（Ｉ）

管理栄養士が患者様の年齢、病状により適切な栄養及び内容の食事を適時(夕食については午後 6 時以降)、適温にて提供しています。

(2)　入院時食事療養に係わる特別食加算

加算の対象となる特別食は、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供されます。

患者様の年齢、病状に対応した栄養量及び内容を有する治療食、無菌食及び特別な場合の検査食をいいます。

(3)　食堂加算

・当院は、入院時食事療養（Ｉ）の届出を行っている保険医療機関で、要件を満たす食堂を備えております。（新館４階オアシス）

・入院している患者様のうち食堂における食事が可能な方については、食堂において食事提供するよう努めております。